

# 【小型旅客船等の安全・安心確保推進事業補助金】よくある質問

更新日：2025/5/15

## <目次>

大項目	中項目
1 補助事業の概要について	1 補助事業について
	2 スケジュールについて
	3 補助対象事業者について
	4 補助対象船舶について
2 安全設備について	1 安全設備について
	2 業務用無線設備について
	3 非常用位置等発信装置について
	4 改良型救命いかだ等について
	5 浸水警報装置・排水設備について
	6 ドライブレコーダーについて
3 申請方法について	1 申請方法について
	2 まとめて申請できる船舶と安全設備について
	3 申請IDで申請できる船舶と安全設備について
	4 重複申請について
4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて
5 給付申請について	1 本人確認書類について
	2 船舶確認書類について
	3 給付決定通知について
6 実績報告について	1 領収書について
	2 補助対象経費内訳書について
	3 製造番号について
	4 納品写真について
	5 報告写真について
	6 日本財団ロゴマークについて
	7 額の確定通知について
7 精算払請求について	1 口座確認書について
	2 精算払請求審査の連絡について
	3 補助金振込について
8 事業終了後について	1 安全設備の維持管理について
	2 申請書類の保管管理について

<Q&A>

No.	大項目	中項目	Question	Answer
1	1 補助事業の概要について	1 補助事業について	「小型旅客船等の安全安心確保推進事業補助金」とはどのような事業ですか。	小型旅客船等の安全対策に積極的に取り組む者を支援し、その持続的な事業運営を支えつつ、小型旅客船等の安全・安心な運航を実現することを目的に、①業務用無線設備、②非常用位置等発信装置、③改良型救命いかだ等、④浸水警報装置・排水設備、⑤ドライブレコーダーを「5つの安全設備」として定め、その購入設置費用の一部を支援する事業です。
2	1 補助事業の概要について	1 補助事業について	本補助事業の運営体制を教えてください。	TOPPAN株式会社では、日本中小型造船工業会との間で補助金事務局の運営に関する業務委託契約を締結し、補助対象事業者からの申請受付から補助金の支給までを行います。
3	1 補助事業の概要について	2 スケジュールについて	補助事業のスケジュールを教えてください。	本補助事業は令和7年5月15日より申請IDの取得受付を開始し、令和10年度まで4年間継続して実施します。ただし、令和10年度前でも予算が無くなり次第事業を終了します。
4	1 補助事業の概要について	2 スケジュールについて	いつ購入した安全設備が補助の対象になりますか。	令和6年4月1日以降に、購入された安全設備が補助の対象になります。
5	1 補助事業の概要について	3 補助対象事業者について	補助対象事業者（受給者）を教えてください。	補助対象船舶を所有している事業者が対象です。船舶検査証書の所有者欄に記載されている法人または個人となります。
6	1 補助事業の概要について	4 補助対象船舶について	補助対象船舶を教えてください。	旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の適正化に関する法律第二条第一項に規定する遊漁船業の用のみに供する船舶を除く）と、旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶が対象です。
7	1 補助事業の概要について	4 補助対象船舶について	届出制度、登録制度とはなんですか。	届出制度は、令和7年4月1日より登録制度に移行されています。詳しくは国交省ホームページ掲載「登録制度の導入について」の資料 ( <a href="https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001878963.pdf">https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001878963.pdf</a> ) をご覧ください。
8	1 補助事業の概要について	4 補助対象船舶について	旅客定員12人以下の船舶は補助の対象になりますか。	旅客定員12人以下の船舶のうち、海上運送法の適用を受けている船舶が対象となります。
9	2 安全設備について	1 安全設備について	本補助事業で対象となる安全設備は何ですか。	業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等、浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーの5種類の安全設備が補助の対象となります。
10	2 安全設備について	2 業務用無線設備について	衛星携帯電話は補助対象ではないですか。	衛星携帯電話は法定無線設備に該当しますが、今回の補助事業の対象ではありません。
11	2 安全設備について	2 業務用無線設備について	補助対象になる業務用無線設備の製品を教えてください。	総務省の技術基準適合証明等を受けた製品が補助対象となります。詳細は、業務用無線設備_製品リストをご確認ください。
12	2 安全設備について	2 業務用無線設備について	補助対象リストにない製品であっても、補助対象になりますか。	事務局で補助の対象となるかを確認いたしますので、製品購入前にメーカー名・品名・型番等をコールセンターまでお問い合わせください。なお、総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品は補助の対象になりませんのでご注意ください。
13	2 安全設備について	2 業務用無線設備について	漁業無線を購入する場合は補助対象となりますか。	製品購入前にメーカー名・品名・型番等をコールセンターまでお問い合わせください。
14	2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	補助対象になるAISの製品を教えてください。	総務省の技術基準適合証明等を受けている製品が補助対象となります。詳細は非常用位置等発信装置_製品リストを参照してください。
15	2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	補助対象になるEPIRBの製品を教えてください。	総務省の技術基準適合証明等を受けている新型EPIRBのうち、自動浮揚型が補助対象となります。手動ブケット付は本事業の補助対象外となりますのでご注意ください。詳細は非常用位置等発信装置_製品リストを参照してください。
16	2 安全設備について	3 非常用位置等発信装置について	補助対象リストにない製品であっても、補助対象になりますか。	事務局で補助の対象となるかを確認いたしますので、購入前にメーカー名・品名・型番等をコールセンターまでお知らせください。なお、総務省の技術基準適合証明等を受けていない製品は補助の対象になりませんのでご注意ください。
17	2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	補助対象になる改良型救命いかだ等の製品を教えてください。	国交省が型式承認している製品が補助の対象となります。詳細は改良型救命いかだ等_製品リストを参照してください。
18	2 安全設備について	4 改良型救命いかだ等について	補助対象リストにない製品であっても、補助対象になりますか。	事務局で補助の対象となるかを確認いたしますので、購入前にメーカー名・品名・型番等をコールセンターまでお知らせください。なお、国交省の型式承認を受けていない製品は補助の対象になりませんのでご注意ください。

No.	大項目	中項目	Question	Answer
19	2 安全設備について	5 浸水警報装置・排水設備について	補助対象になる浸水警報装置（警報盤、検知器）・排水設備の製品を教えてください。	浸水警報装置・排水設備に関しては、機能要件を満たす機器や設備を設置することが補助要件となりますので、製品リストはありません。排水設備に関しては、船体の長さに適した能力を有したポンプを選定してください。警報盤や検知器、排水設備の設置が必要な区画や設置数等がわからない場合は、最寄りの検査機関にお問い合わせいただくか国交省HPをご確認ください。
20	2 安全設備について	6 ドライブレコーダーについて	補助対象になるドライブレコーダーの製品を教えてください。	ドライブレコーダーに関しては、機能要件を満たすドライブレコーダーを設置することが補助要件となりますので、製品リストはありません。ただし、屋外に設置する場合は防水機能を有した製品を選定してください。
21	3 申請方法について	1 申請方法について	本補助事業の申請方法を教えてください。	補助金ホームページからインターネット経由で申請していただけます。
22	3 申請方法について	1 申請方法について	インターネットの環境が無い場合はどうしたらいいですか。	インターネット環境がご準備できない等の場合は、ご家族や職場の同僚の方等に代理申請のご依頼をお願いします。
23	3 申請方法について	2 まとめて申請できる船舶と安全設備について	申請IDとは何ですか。	補助金の申請を、システムに登録するために必要なID（管理番号）です。希望する安全設備の種類ごとに取得していただけます。
24	3 申請方法について	3 申請IDで申請できる船舶と安全設備について	申請IDの発行数に制限はありますか。	制限はありません。
25	3 申請方法について	3 申請IDで申請できる船舶と安全設備について	1つの申請IDで複数の船舶の安全設備をまとめて申請できますか。	同じ種類の安全設備で、同じ所有者の船舶であれば、1つの申請IDで複数の船舶の安全設備の申請をまとめて申請できます。
26	3 申請方法について	3 申請IDで申請できる船舶と安全設備について	所有者が異なる船舶で同じ安全設備をまとめて申請することはできますか。	安全設備が同じでも、所有者が異なる船舶は、まとめて申請できません。 所有者が異なる船舶を申請する場合は、船舶毎に別々に申請IDを取得して申請してください。
27	3 申請方法について	3 申請IDで申請できる船舶と安全設備について	所有者が同じ船舶で異なる安全設備をまとめて申請することはできますか。	申請IDは安全設備ごとに取得となりますので、異なる安全設備をまとめて申請することはできません。 異なる安全設備を申請する場合は、安全設備毎に別々に申請IDを取得して申請してください。
28	3 申請方法について	4 重複申請について	本補助事業について同じ安全設備を同じ船舶に重複して申請することはできますか。	本事業で、同一の船舶に同一の安全設備を重複して申請することはできません。 ただし、購入した安全設備が故障等した等の理由があり重複申請する場合は、事前に補助金事務局までお問合せください。 また、改良型救命いかだに関しては、例えば定員50人の船が25人用×2個である場合は申請が可能です。 また救命いかだを積み付けている場合に乗込装置のみを購入する等、既に設備等の一部を積み付けている上で、追加で本体の一部を購入する場合も申請可能です。
29	3 申請方法について	4 重複申請について	国土交通省の補助金（令和4年度小型旅客船等安全対策事業費補助金等）と重複して申請できますか。	国交省が実施していた補助事業（令和4年度小型旅客船等安全対策事業費補助金）を活用し安全設備を購入した船舶について、当該補助事業でも安全設備の購入を申請する場合は、事前に補助金事務局までお問合せください。
30	4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	連絡用メールアドレスの登録を完了しましたが、「申請ID登録画面のURL」が記載されたメールが届きません。どうすれば良いでしょうか。	迷惑メールフォルダなどに振り分けられている可能性がありますので、念のためご確認ください。メールが届いていない場合は、@marine-shien.jpからのメールが届く設定になっているかをご確認の上、再度、連絡用メールアドレスのご登録をお願いいたします。
31	4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	システム利用者とは何ですか。	実際にシステム上でお手続きをされる方のことを指します。船舶所有者ではないが、船舶所有者から代理人として委託された場合も、システム利用者として登録できます。詳しくは、「システム利用者について」の資料（ <a href="https://marine-shien.jp/pdf/apply/システム利用者について.pdf">https://marine-shien.jp/pdf/apply/システム利用者について.pdf</a> ）をご覧ください。
32	4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	システム利用者を変更したい場合はどうすれば良いですか。	給付申請前であれば、新たに申請IDを取得してください。交付申請後であれば、事務局にご連絡をお願いします。
33	4 申請の流れについて	1 補助金申請の流れについて	システム利用者のメールアドレスや電話番号を変更したい場合はどうすれば良いですか。	新たに登録したい連絡先を事務局にお知らせください。

No.	大項目	中項目	Question	Answer
34	5 給付申請について	1 本人確認書類について	本人確認書類の内容を教えてください。	船舶所有者が法人の場合は履歴事項全部証明書です。ただし申請受付日から3ヶ月以内に発行されたものに限り。また複数ページある場合は全ページを提出してください。 船舶所有者が個人の場合は免許証等になります。ただし申請受付日時点で有効期間内であることが条件になります。現住所が裏面に記載されている場合は、両面の写しを提出してください。
35	5 給付申請について	1 本人確認書類について	消費税非課税事業者として申請する場合、どのような書類を提出すれば良いですか。	消費税免税事業者として申請する場合、給付申請をする年度に対し2年度前の年間課税売上金額が1,000万円以下であることがわかる確認書類を提出していただきます。 ＜法人の場合＞ 法人事業概況説明書 ＜個人（青色申告）の場合＞ 2年度前の確定申告書第一表 ＜個人（白色申告）の場合＞ 2年度前の確定申告書第一表と収支内訳書 ＜開業から2年未満の場合＞ 開業から2年未満であることを証明する個人事業の開業届出書 ※マイナンバーが記載されている場合は必ずマスキング（目隠し）してください。
36	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	船舶確認書類の内容を教えてください。	＜海上運送法の適用を受ける事業者が使用する船舶の場合＞ 船舶検査証書と許可書又は届出書と使用船舶明細書を提出していただきます。 ＜海上運送法の適用を受けない船舶で、旅客定員13人以上の船舶（遊漁船業の用のみに供する船舶を除く。）の場合＞ 船舶検査証書のみを提出していただきます。
37	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	船舶検査証書の提出の際に留意事項はありますか。	申請受付日時点で、有効期間内である船舶検査証書を提出してください。裏面に記載がある場合は表面と裏面の両方のページを提出してください。 ※申請受付日とは給付申請登録が完了した日付です。
38	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	海上運送法の適用を受ける船舶の確認書類としてどのような書類の提出が必要ですか。	国土交通省に申請して認可された許可書、もしくは届出（登録）を行う際に提出した届出書（または登録通知書）が必要です。
39	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	海上運送法の適用を受ける船舶の確認書類として提出する書類の留意点を教えてください。	許可書は日付と地方運輸局長の押印のある許可書を提出してください。また航路事業者と船舶所有者が一致していることを確認してください。 届出書（登録通知書）は、申請者、事業開始年月日、概要等が記載されている1枚目を提出してください（左記内容が1枚目に記載がない場合は、記載がある2枚目以降もご提出ください）。また、届出書の申請者と船舶検査証書の所有者が一致していることを確認してください。 許可書、届出書（登録通知書）いずれの場合も航路事業者と船舶所有者が異なる場合は、備船契約書（船舶所有者が航路事業者に船舶を貸与していることがわかる契約書）が必要となります。
40	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	許可書または届出書（登録通知書）が手元にない場合はどうすれば良いですか。	許可書または届出書（登録通知書）が手元にない場合は、届出をした地方運輸局より「証明願」の発行を受けてください。
41	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	使用船舶明細書はどのような書類ですか。	使用船舶明細書は、申請された船舶が航路事業に使用されている船舶であることを確認するための書類です。提出の際は、船舶所有者と船舶名が船舶検査証書と一致していることをご確認ください。
42	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	船舶所有者と許可申請または届出（登録）を行った事業者が相違する場合はどうすれば良いですか。	備船契約書もしくはリース契約書を提出していただきます。提出の際には、船舶所有者および航路事業者がいずれも契約者として記載されていることを確認してください。
43	5 給付申請について	2 船舶確認書類について	浸水警報装置排水設備とドライレコーダーは給付申請の際に見積書の提出が必要ですが、見積書提出にあたって注意すべき点を教えてください。	浸水警報装置・排水設備とドライレコーダーは本体と付属品、設置費用が補助対象になります。本体は、安全設備の製品本体です。付属品は、安全設備を動作させるために必要な機器や部品です。設置費用は、部材費と人件費に分かれます。部材費は、安全設備の設置工事に必要な部材の費用で、人件費は設置工事に係る人件費です。

No.	大項目	中項目	Question	Answer
44	5 給付申請について	3 給付決定通知について	給付申請の審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	給付申請いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「交付審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただきますと、申請TOPページに交付決定通知のPDFが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。
45	5 給付申請について	3 給付決定通知について	給付申請の審査結果で不備がある場合は、事務局よりどのように連絡がありますか。	給付申請で申請いただいた内容に不備がある場合、「申請内容の訂正と再申請のお願い」というメールをお送りします。メールに不備の内容の詳細を記載しておりますので、ご確認ください。申請システムにログインいただきますと、申請した内容の編集ができるようになっておりますので、不備を訂正して再申請していただきますようお願いいたします。
46	5 給付申請について	3 給付決定通知について	給付決定金額が実際に振り込まれる金額ですか。	給付決定金額は上限金額ですので、実際に振り込まれる補助金の額は、購入金額により変わります。
47	6 実績報告について	1 領収書について	領収書にはどのような内容の記載が必要ですか。	指定した費用項目が記載された領収書フォーマットと記入例を準備しています。詳しくは補助金ホームページ ( <a href="https://marine-shien.jp/">https://marine-shien.jp/</a> ) をご確認ください。補助金ホームページに掲載の領収書フォーマットを使用されない場合は、記入例を確認していただき、必要な費用項目が記載された領収書をご提出ください。
48	6 実績報告について	2 補助対象経費内訳書について	補助対象経費内訳書とは何ですか。	専用フォーマットにて、補助対象経費の内訳を記載し、提出していただく書類のことで。業務用無線設備、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は、本体機器に関しては製造番号まで記載していただきます。浸水警報装置・排水設備とドライブレコーダーは製造番号の記載は不要です。
49	6 実績報告について	3 製造番号について	製造番号とは何ですか。製造番号の報告が必要な安全設備は何ですか。	製造番号は、各製品ごとに固有に割り当てられた番号です。業務用無線装置、非常用位置等発信装置、改良型救命いかだ等は記載が必要になります。特に非常用位置等発信装置は、取付工事後は製造番号が確認できなくなる可能性がありますので、必ず取付工事前に確認を行ってください。
50	6 実績報告について	4 納品写真について	納品写真はどのような写真を提出すれば良いですか。	安全設備本体毎に、①設置した船舶の全景写真、②設置した安全設備本体の全景写真、③安全設備の拡大写真の3枚を撮影して提出していただきます。 ①船舶全景写真は、船名または船舶検査済番号が確認できるように船舶全景を撮影してください。 ②安全設備全景写真は、安全設備が船舶に設置されていることを確認します。船舶に設置した安全設備が確認できる写真を提出してください。 ③設備拡大写真は、安全設備の型番が申請されている型番と一致していることを確認します。安全設備の型番が確認できるまで拡大した写真を提出してください。 ※型番の写真は設置してからでは撮れなくなる場合がありますので設置前に撮影してください。
51	6 実績報告について	5 報告写真について	報告写真とは何ですか。	実績報告の際に提出していただく、日本財団のロゴマークを撮影した写真です。
52	6 実績報告について	5 報告写真について	報告写真提出にあたっての注意事項はありますか。	改良型救命いかだ等を設置した場合は、改良型救命いかだ等の外ケースまたは外袋に、日本財団のロゴマークを貼り付けた状態で撮影してください。 業務用無線設備、非常用位置等発信装置、浸水警報装置・排水設備、ドライブレコーダーを設置した場合は、乗客から見える場所に日本財団のロゴマークを貼り付けた写真を撮影してください。貼り付け場所の例としては、船内の通路や壁面、キャビン内等が想定されます。
53	6 実績報告について	5 報告写真について	日本財団のロゴマークの表示を提出しない場合はどうなりますか。	補助金をお支払いすることができません。
54	6 実績報告について	6 日本財団ロゴマークについて	日本財団のロゴマークはモノクロ（白黒）でも大丈夫ですか。	モノクロでの貼り付けは認められません。補助金ホームページよりダウンロードしたものをロゴマークを通した大きさをカラーで出力してください。
55	6 実績報告について	6 日本財団ロゴマークについて	日本財団のロゴマークはどのようにして貼り付ければ良いですか。	容易に剥がれない方法で貼り付けてください。例えば、シール印刷したものを貼り付ける方法などが考えられます。

No.	大項目	中項目	Question	Answer
56	6 実績報告について	6 日本財団ロゴマークについて	日本財団のロゴマークを出力する環境が無い場合はどうすればよいですか。	ロゴマークをカラー出力ができない場合はコンビニエンスストア等のカラー印刷で出力してください。また、コンビニエンスストアではシール印刷サービスでの出力も可能です。コンビニエンスストアでの印刷に関しては次のURLを参照ください ( <a href="https://smj.jp.sharp/bs/networkprint/seal.html">https://smj.jp.sharp/bs/networkprint/seal.html</a> ※出典：シャープマーケティングジャパン株式会社HP)。 尚、コンビニエンスストア等での印刷料金は、申請者様にてご負担ください。
57	6 実績報告について	7 額の確定通知について	実績報告の審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	実績報告いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「実績報告審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただけますと、申請TOPページに額の確定通知のPDFが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。
58	7 精算払請求について	1 口座確認書について	精算払請求の留意事項はありますか。	振込先口座として登録ができるのは、口座名義人が申請する船舶の船舶所有者と一致している口座のみとなります。代理申請者が申請をする場合でも、代理申請者の名義の口座では登録することができませんのでご注意ください。 ※船舶所有者が個人の場合で法人口座に振込を希望される場合、船舶所有者が振込先法人の代表者であることがわかる書類（履歴事項全部証明書）の提出を求めます。詳細はコールセンターまでお問い合わせください。
59	7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	精算払請求での審査結果は事務局よりどのように連絡がありますか。	精算払請求いただいた内容についての審査が不備なく完了しましたら、「精算払請求審査完了のお知らせ」というメールをお送りします。メールが届きましたら申請システムにログインいただけますと、申請TOPページに精算払請求書のPDFが掲載されておりますので、ダウンロードいただき内容をご確認ください。
60	7 精算払請求について	2 精算払請求審査の連絡について	精算払請求の審査完了後の流れを教えてください。	不備がない場合は口座確認（金融機関に照会）の処理にすみます。口座確認で問題がなければ振込みの手続きとなります。
61	7 精算払請求について	3 補助金振込について	口座確認完了後、どのくらいの期間で補助金は振り込まれますか。	口座確認完了後、1か月程度を予定しています。
62	7 精算払請求について	3 補助金振込について	補助金の振込完了日はどのように連絡がきますか。	振込完了の翌日に、申請TOPページに「振込完了日」が表示されます。
63	8 事業終了後について	1 安全設備の維持管理について	事業終了後（安全設備設置後）、安全設備の維持管理にあたって留意することはありますか。	納品後5年以内は安全設備の売却や財産処分はできませんので予めご承知おきください。 廃船等で船舶が使用できなくなった場合でも、他の船舶でご利用いただく等、売却や処分せずに保管してください。なお、他の船舶でご利用いただく場合は、事務局の承認のために、様式第4による補助対象事業計画変更承認申請書の提出が必要となります。
64	8 事業終了後について	2 申請書類の保管管理について	事業終了後（安全設備設置後）、申請書類の管理にあたって留意することはありますか。	事業終了後5年間は、要求があった際にはいつでも提示できるように補助事業に関する申請書類を保管してください。